

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年10月1日

安来市長 近藤 宏樹

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

安来地域（78集落）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年9月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 6経営体

個人 21経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

規模拡大可能な農業者の意向を受け、不作付け地については作業受託又は利用権設定等を行い、作物の作付け可能な手段により農地の有効利用を図る。

高齢農業者にあっては、近い将来農業経営の継続が困難な状況が見込まれるため、その農業者がすでに利用集積していた農地及び自作地について、中心的経営体へ更に農地集積を図り、大規模経営による生産性の向上を推進する。また、経営の大規模化に際しては、飛び地農地の整理とともに集積する農地の連坦化に努め、作業効率の向上を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年10月1日

安来市長 近藤 宏樹

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

広瀬地域（67集落）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年9月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 5経営体

個人 16経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

規模拡大可能な農業者の意向を受け、不作付け地については作業受託又は利用権設定等を行い、作物の作付け可能な手段により農地の有効利用を図る。

高齢農業者にあっては、近い将来農業経営の継続が困難な状況が見込まれるため、その農業者がすでに利用集積していた農地及び自作地について、中心的経営体へ更に農地集積を図り、大規模経営による生産性の向上を推進する。また、経営の大規模化に際しては、飛び地農地の整理とともに集積する農地の連坦化に努め、作業効率の向上を図る。